審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　産業労働部　流通・貿易課

法令名	卸売市場法	法令番号	昭和４６年法律第３５号
手続名	地方卸売市場の認定	根拠条項	第１３条

審査基準	卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第１３条第５項各号の要件に適合すると認めるときは、認定するものとする。

受付機関	流通・貿易課	処理機関	流通・貿易課	交付機関	流通・貿易課	標準処理期間　２３日 標準経由期間　日	目次No.	1